

こども支援相談会

福祉サービスの利用の流れ



どうやって
申請するの？ どんな人が
使えるの？

どこに相談
したらいいの？

諫早市障害福祉課

福祉サービスとは…

- ことばが遅れている
- なかなか歩かない
- 集団での活動が難しい

発達に
心配がある…

- 療育（訓練・サポート）
- 保護者も一緒に子どもとの向き合い方を学ぶ



学校や保育園での活動に自信を持って参加できる



どんなサービスがあるの？

★児童発達支援（未就学児）

★放課後等デイサービス（就学児）

★保育所等訪問支援（就園・就学児）

費用は…？

★原則1割負担



どうすれば利用できるの？

市が発行する**受給者証**が必要です

《申請に必要な**要件**》

障害者手帳所持

または

特別児童扶養手当受給

または

発達専門の医療機関の医師意見書

どうやって受給者証を申請するの？

申請窓口 → 市役所障害福祉課・各支所

受給者証発行までに必要な手続き

- ①市役所に申請書を提出（面談の予約）
- ②相談支援事業所に計画の作成を依頼（※）
- ③市の調査員との面談調査（お子様同伴）

（※）相談支援事業所について詳しくは障害福祉課へお尋ねください。
受給者証の申請をする際には必ず相談が必要です。

申請から発行まで1～2ヶ月かかります

受給者証が発行されたら？

受給者証交付



相談支援事業所が「**利用計画書**」を作成



通所事業所（児童発達支援など）の利用開始



定期的なモニタリング、計画・目標の見直し



1年に1回の受給者証更新

福祉サービスに関する相談は
相談支援事業所へ

その他の相談先は？

- ①行政（制度の説明）
- ②教育（就学相談など）
- ③保健（健診など母子保健）
- ④相談支援事業所
- ⑤親の会（先輩ママさんとの相談）
- ⑥通所支援事業所

※詳しくは「子育て応援つながるハンドブック」をご確認ください。福祉サービスの利用の有無に関わらず、
お子様のことについて気軽に相談ください。